

社会福祉法人造恵会 役員等報酬に関する規則

(総則)

第1条 社会福祉法人造恵会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬については、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 本規則でいう「役員等」とは、次の者をいう。

- (1) 定款第5条に定める評議員。
- (2) 定款第6条2項に定める評議員選任・解任委員。
- (3) 定款第16条に定める理事及び監事。
- (4) 苦情等に対する取組み実施要綱第3条に定める第三者委員。
- (5) 前号にかかわらず理事長が必要と認めた者。

(報酬支給対象者)

第3条 法人は、前条に定める者をその適用範囲において、報酬の支給対象とすることができる。

- 2 前項にかかわらず、法人職員兼役員等で職員給与の支払いを受けている者は、支給対象から除くものとする。
- 3 前条5号に定める者への報酬支給については、その行為がなされた場合、理事長は、その直後の理事会へ報告し承認を得なければならない。

(適用範囲)

第4条 法人は、役員等に対して、その役員等の職責及び職務内容・勤務形態等によって、報酬を支給するものとする。

- 2 役員等のうち当法人を主たる勤務場所とする者は、常勤役員といい常勤役員の報酬を月額で支給するものとする。
- 3 常勤役員以外役員は、非常勤役員という。評議員は定款第10条の、評議員選任・解任委員は評議員選任・解任委員会運営細則第11条の、理事は定款第18条の、監事は定款第19条の、第三者委員は苦情等に対する取組み実施要綱第3条4項の、それぞれに定める所掌事項に伴って勤務したときに、報酬を日額で支給するものとする。
- 4 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行に対して別に定める費用弁償の基準にしたがって旅費を支給することができる。

(報酬額)

第5条 役員等に対して、各年度の総額が次に定める額を超えない範囲で、報酬を支

給することができる。

- (1) 評議員の報酬の年総額は、定款第8条のとおり。
 - (2) 評議員選任・解任委員の報酬の年総額は、100,000円とする。
 - (3) 理事の報酬の年総額は、5,000,000円とする。
 - (4) 監事の報酬の年総額は、200,000円とする。
 - (5) 第2条5号に定める者の報酬額は、役員等の報酬額と均衡がとれる範囲とする。
- 2 役員等の報酬額については、当該者の職責、勤務実態、実績等と併せて法人の経營業績を考慮して、役員等の任期のつど、あるいは必要に応じて見直しをするものとする。

(報酬の支給形態)

第6条 役員等に対する報酬の支給は、日額と月額により支給するものとする。

- 2 非常勤役員等については、日額によるものとし、勤務が行われた後、速やかに支給するものとする。
- 3 常勤役員については、月額によるものとし、法人の職員の例により支給するものとする。端数が生じる場合には、3月の支給額において精算するものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振込むものとする。

- 2 報酬は、法令等の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規則を報酬等の支給の基準として公表する。

(改定)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から適用する。